

教育ローンの利子補給について

神栖市教育委員会では、子育て世代の教育費負担軽減のため、教育ローンの借入者に対して利子補給を行っています。

I 対象者

① 子弟のために対象の金融機関から教育ローンを借り入れている方

- (1) 公的金融機関（日本政策金融公庫）
- (2) 民間金融機関（市内に本支店のある金融機関）

※借入枠を設け、必要な都度融資を受ける方法の契約【**当座貸越方式**】で借り入れている方は、**利子補給の対象となりません。**

また、**がん保険等の特約**があり、支払利息が増額されたものなども**対象外**です。

② 下記の学校教育法に基づく学校に修学させている方（日本国内の学校）

- (1) 大学（短大を含む）
- (2) 高等専門学校（4年・5年）
- (3) 専門学校（各種学校は非該当）

③ 世帯員全員が市税等を完納している方

④ 神栖市内に一年以上住所を有している方

II 限度額、補給率及び補給期間

① 対象融資限度額 300万円（それ以上の場合は按分します）

② 利子補給率 借入利子の100%（ただし、借入利率が年4%を超える場合は年4%で算出した額が限度額）

③ 補給対象期間 在学期間（正規の修学年数）

III 申請に必要なもの

① 神栖市教育ローン利子補給交付承認申請書

② 市税等の納税状況調査に関する承諾書

神栖市のホームページから
ダウンロードできます

③ 金融機関との資金貸付契約書の写し（収入印紙を貼ったものの写し）

④ 償還表の写し（返済期間全体のもの）

※返済額が変動した場合は、その都度提出してください

⑤ 子弟の在学証明書

⑥ 世帯全員の住民票（続柄が記載されているもの）

裏面につづく

【注意事項】

○申請できるのは、修学者1人につき1回です。

借り換えなどをした場合は、借り換え後の分は2回目とみなし対象外となります。

○神栖市奨学金の貸与を受けている方は、利子補給を受けることができません。

○受付期間中であっても予算額に到達しましたら受付を終了いたします。

○受付期間がありますので、ホームページまたは下記までお問い合わせください。

【払い戻しまでの流れ】

1. 市役所へ申請書類を提出

2. 書類を審査し、交付承認決定通知書が申請年度の1月に送付されます。

※それまでは、不採用・書類不備等がなければ連絡はいたしません。

3. 交付承認決定通知書が届いたら、教育ローン利子補給金交付申請書、請求書の提出

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ① 教育ローン利子補給交付申請書 | } 左記の
①～③を提出 |
| ② 教育ローン利子補給金請求書 | |
| ③ 支払った利子の金額がわかるもの | |
| ④ 次年度の返済予定表（分割融資の人、変動金利の人） | |
- ※③、④は金融機関により取得手数料が発生します。

4. 払い戻し（銀行振込）

5. 翌年度以降も、1月頃（請求時期）に請求書を送付いたします。

※注意※

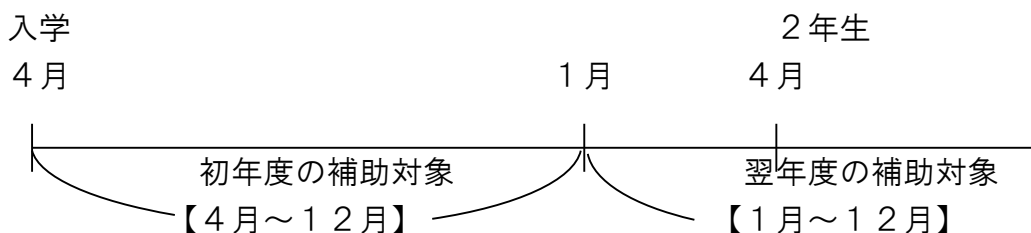
○払い戻し前に市税等に未納があると払い戻しできません。

○退学した場合は、速やかにご連絡ください。

【教育ローン利子補給金の交付】

教育ローン利子補給金の交付は、年ごと（12月締め）に払い戻しを行います。

※さかのぼって前年度の分を払い戻しすることはできません。



《お問い合わせ》

神栖市教育委員会 学務課

TEL0299-77-7347（直通）